

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	後期高齢者医療制度における、制度概要チラシ等の封入封緘委託について
--------	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：健康部高齢者医療保険制度準備担当）

担当者 五十嵐 内線（3861）

事業の概要

事業名	後期高齢者医療制度における、制度概要チラシ等の封入封緘委託について
担当課	高齢者医療保険制度準備担当
目的	後期高齢者医療制度の概要等を周知する必要があるため
対象者	後期高齢者医療制度の被保険者
事業内容	<p>平成20年4月から従来の老人保健制度が廃止され、「後期高齢者医療制度」が創設される。区では制度概要について、数回にわたり、区広報紙やホームページに掲載するとともに、チラシを作成し周知してきたところである。</p> <p>平成19年11月東京都後期高齢者医療広域連合議会において、保険料などが決まったことにより、対象者全員に制度概要のチラシなどを送付する。また今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営のために、随時、制度概要のチラシなどを作成し、周知することにより、被保険者の理解に努める。</p> <p>このチラシなどの封入封緘について、委託するものです。</p>

件名 後期高齢者医療制度における、制度概要チラシ等の封入封緘委託について

保有課(担当課)	高齢者医療保険制度準備担当
登録業務の名称	後期高齢者医療
委託先	未定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	後期高齢者医療制度の被保険者の住所、氏名
委託理由	後期高齢者医療制度の実施及び円滑な運営のため、制度概要を周知する必要がある。
委託の内容	制度概要をお知らせするチラシを発送するため、対象者の住所・氏名を個別に印刷した送付状、送付リスト、窓空き封筒及び事業案内などを受託者に一時的に渡し、これの封入封緘作業を委託する。 なお、受託者に一時的に渡された個人情報、住所・氏名のみである。
委託の開始時期及び期限	平成20年2月以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 封入封緘で使用した(個人情報の記された)送付状及び送付リストは、全件回収する。 2 契約書に個人情報保護の特記事項を加える。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 最小限の作業員の他は、個人情報に接しない。 2 その他、契約に盛り込まれた個人情報保護対策を徹底する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。